

○総務省告示第三百五号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条の二の四の規定に基づき、令和元年総務省告示第二百六十四号（電波法施行規則第六条の二の四に規定する総務大臣が別に告示する条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和四年九月五日

総務大臣 寺田 稔

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

〔一略〕

二 施行規則第六条第四項第二号(1)に規定するものにあつては、周波数及び空中線電力が次の表に掲げるいずれかのものであること。

周波数	空中線電力
中心周波数が九二〇・五㎒に一〇〇㎒のn倍を加えた周波数以上九二八・一㎒から一〇〇㎒のn倍を減じた周波数以下の周波数であつて、九二〇・五㎒に一〇〇㎒のn倍を加えた周波数に二〇〇㎒の整数倍を加えたもの(キャリアセンスを行うものに限る。)(注)	〔略〕

注 nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネル(中心周波数が九二〇・六㎒以上九二八㎒以下の周波数のうち九二〇・六㎒に二〇〇㎒の整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇㎒のチャネルをいう。)の数であり一以上二〇以下の整数とする。

〔三〇九略〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

改正前

〔一 同上〕

二 〔同上〕

周波数	空中線電力
中心周波数が九二〇・六㎒以上九二八㎒以下の周波数であつて、九二〇・六㎒に二〇〇㎒の整数倍を加えたもの(キャリアセンスを行うものに限る。)(注)	〔同上〕

〔新設〕

〔三〇九 同上〕